

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年9月26日

【事業年度】 第156期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

【会社名】 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

【英訳名】 Columbia Music Entertainment, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長  
兼最高経営責任者 廣瀬 禎彦

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目4番33号

【電話番号】 03(3588)2200（代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝田 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目4番33号

【電話番号】 03(3588)2200（代表）

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝田 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第156期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況

###### (1) 会社の機関の内容

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

###### (1) 【会社の機関の内容】

(訂正前)

～ <略>

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

(訂正後)

～ <略>

当社は、取締役および執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）および執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金300万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。